

西都市立妻北小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和4年4月1日

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に危険を生じさせるおそれがあるものである。

妻北小学校「学校いじめ防止基本方針」は、児童の尊厳を保持する目的のため、市町村・県・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

そして、本方針は、妻北小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止を目的に策定した。

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

～定義～

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認識された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめは様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校・家庭・地域教育などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起らない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にもどの学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

- (1) 教師の授業力の向上
 - ① 校内研修の充実
 - ② 同僚性授業による授業改善
- (2) 人権教育及び道徳教育の充実
 - ① 道徳科の時間の授業改善
- (3) 特別支援教育の充実
 - ① グローバルスタンダードの確立
 - ② 環境整備（人的環境及び校内美化等）
- (4) 生徒指導及び学習指導の徹底（共通理解・共同実践）
 - ① 学び方の指導
 - ② 生活指導

- (5) 職員の連携
 - ① 情報の共有化
 - ② 通級指導教室、保健室との連携
- (6) その他（連携等）
 - ① PTA 総会や学級懇談等での啓発
 - ② 「生徒指導便り」の活用

3 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、児童に関わるすべての教職員の間での情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

児童の立場に立ち、共感的に理解する

- いじめは大人の見えないところで行われている。
 - ・ 大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われる。
(無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態)
(遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態)
- いじめられている本人からの訴えは少ない。(家庭との連携)
- インターネット上のいじめは最も見えにくい。(家庭との連携)

(1) 早期発見のための手立て

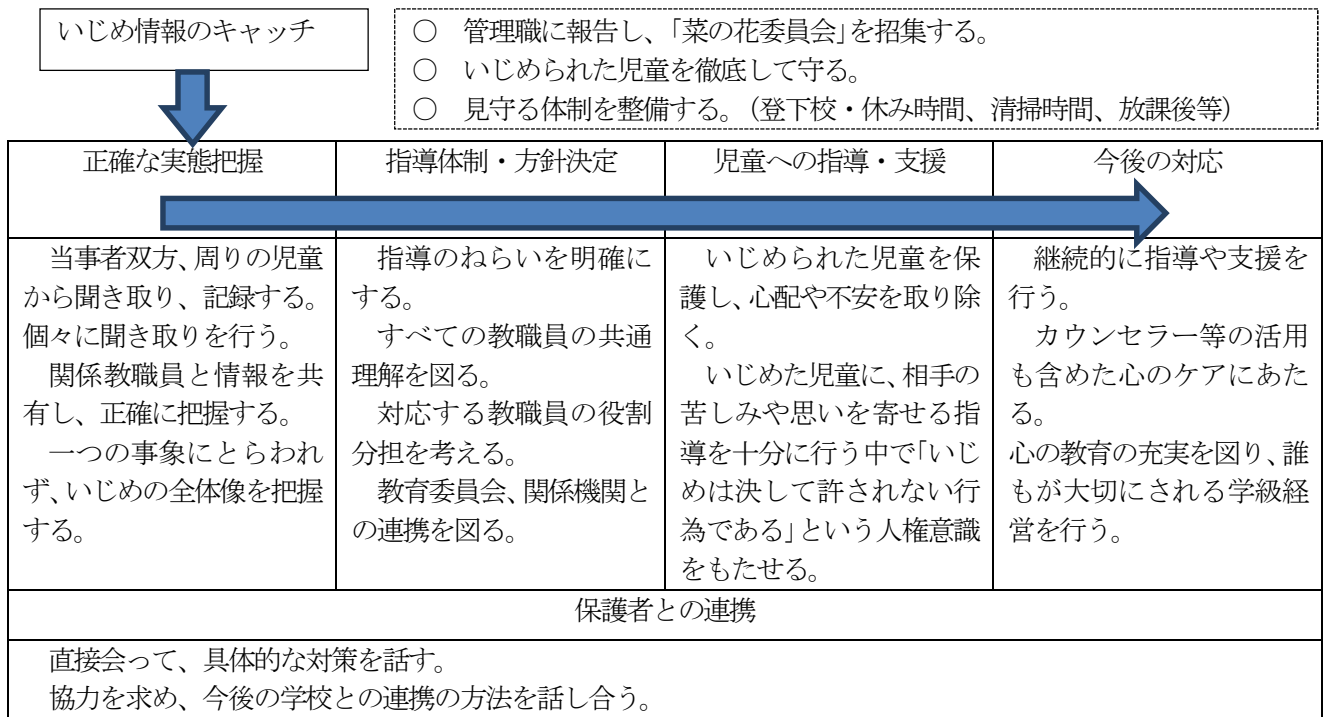
- ① 日々の観察
 - ・ 休み時間や昼休み、放課後（時間）
 - ・ トイレや運動場の周辺、総合棟や地下駐車場など（場所）
- ② 日記の活用
- ③ 連絡帳等の活用
- ④ 全児童を対象とした教育相談の実施（6月、10月、2月）
- ⑤ 実態調査アンケート
 - ・ 6月、10月、2月・・・・教育相談アンケート（持ち帰り、保護者と記入）
 - ・ 育相談アンケート実施月を除く毎月（8・9月は同月実施）・・・・児童アンケート
 - ・ 11月・・・・県のいじめ調査
 - ・ 5月、12月・・・・Q-U

4 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

5 いじめを認知したら

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。合わせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導主事に連絡し、管理職に報告する。

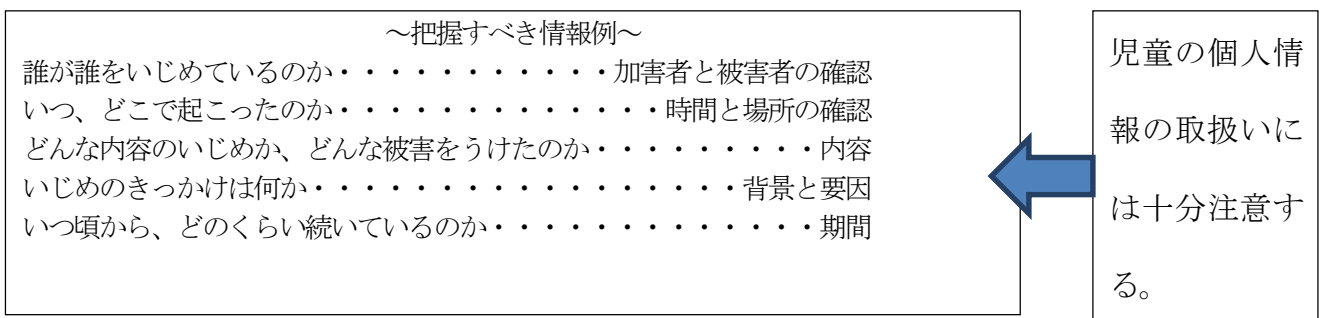
① いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童を守り通す。

いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聞く場合は、他の児童の目にふれないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行うことが必要である。

状況に応じて、いじめられている児童、いじめの情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

② いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経緯や心情などをいじめている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(学年主任・学級担任・生徒指導担当)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報の共有を随時行う。



(3) いじめが起きた場合の対応

① いじめられた児童やその保護者に対して

【児童】

- ・ 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感的にとらえることで心の安定を図る。
- ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・ 必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ・ 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

【保護者】

- ・ 認知したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・ 家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

～いじめを受けた保護者から不信感をもたれる教職員の言葉～
お子さんにも悪いところがあるようです。家庭での甘やかしが問題です。
クラスにはいじめはありません。どこかに相談に行かれてはどうか。

② いじめた児童やその保護者に対して

【児童】

- ・ いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- ・ 心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることをやいじめられる側の気持ちを認識させる。

【保護者に対して】

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・ 児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

～平素の連携がないため、保護者から発せられた言葉～
いじめられる理由があるのだろう。学校がきちんと指導していれば・・・。
ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。

③ 周りの児童に対して

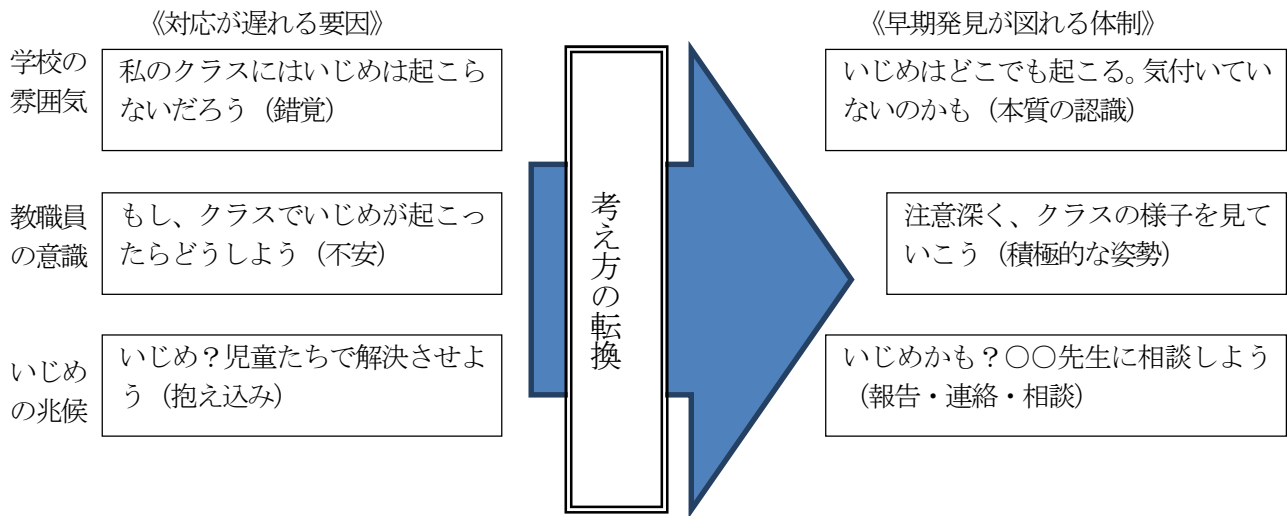
- ・ 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
- ・ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- ・ 道徳科の授業において、考えて議論する授業作りを行い、いじめを自分たちの問題として意識させる。

④ 継続した指導

- ・ いじめが解消したと見られる場合でも、少なくとも3か月間はいじめが止んだ状態が続いているか、心身に苦痛がないかなどを確認する。
- ・ 教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- ・ いじめられた児童、いじめた児童双方の良さを見つけ、褒めたり認めたりして、肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
- ・ いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

6 迅速に対応するために

迅速な対応が遅れる場合の一例である。考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組むことが重要である。



7 インターネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、インターネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。未然防止には、本校の校内への持ち込みの禁止の意図、また児童のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「インターネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

ア インターネット上のいじめとは

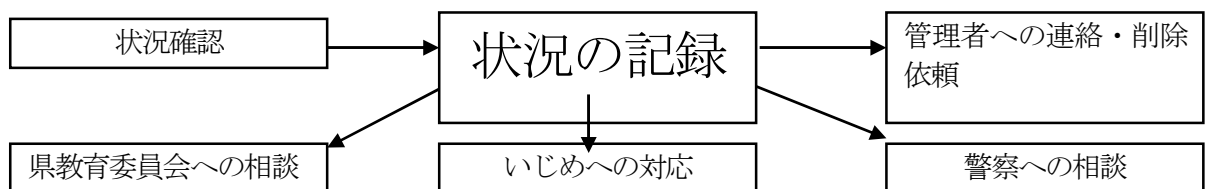
- ・ SNS やメール、ブログ、動画投稿サイト等で文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為にあたる。

イ インターネット上のいじめの予防

- ・ フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者へ啓発を図る。（家庭内ルール作成等）
- ・ 情報モラル教育の充実を図る。（外部機関との連携）

ウ インターネット上のいじめへの対処

- ・ 被害者からの訴えや閲覧者からの情報などによりインターネットいじめの把握に努める。
- ・ 不当な書き込みを発見したときには、下記の手順により対処する。



エ 情報モラルに関する指導の際、児童に理解させるポイント

- インターネットの特殊性による危険や児童が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。
 - ・ 発言した情報はすぐに広まること
 - ・ 匿名でも書き込みをした人は特定できること
 - ・ 違法情報や有害情報が含まれていること
 - ・ 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけではなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
 - ・ 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

8 重大事態の対処について

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

いじめ防止対策推進法第28条 学校の設置者またはその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という)に対処し、及び重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(1) 重大事態とは

「児童が自殺を企図した」「身体に重大な障害を負った」「金品等に重大な被害を被った」「精神性の疾患を発症した」「年間の欠席が30日程度以上」という例示があるが、いじめを受けた児童の状況に着目して判断していく。

(2) 重大事態成立の要件

(1)での判断の他に、児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合には、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と判断しても、重大事態が発生したものととして対処していく。

(3) 重大事態が発生したら

ア 校長は市教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。

イ 本校においては、校長のリーダーシップの下、事実関係を明確にするための調査を行い、可能な限り網羅的に明確にする。

- (ア) いつからいじめが行われているか
- (イ) 誰から行われたか
- (ウ) どのような態様であったか
- (エ) いじめを生んだ背景事情や人間関係にどのような問題があったか
- (オ) 学校・教職員がどのように対応したかなど

ウ 調査を怠りあるものにするため、例え不都合な事実があったとしてもそれに向き合う。

(4) 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた児童及び保護者に対して、情報の提供に責任を有し、調査について明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明を行う。なお、個人情報の保護には十分に配慮するが、いたずらに個人情報保護を楯として説明を怠ることがないようにする。

また、マスコミ対応が必要になる場合については、対応窓口を一本化し、誠実に対応する。

9 教職員の研修の充実

本校においては、本マニュアルを活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図ることが必要である。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施することが求められる。

さらに、教員の暴言や体罰によりいじめが容認されるような事態にならないようにするためにも、校内のOJTを活発にしていくよう、配慮する必要がある。

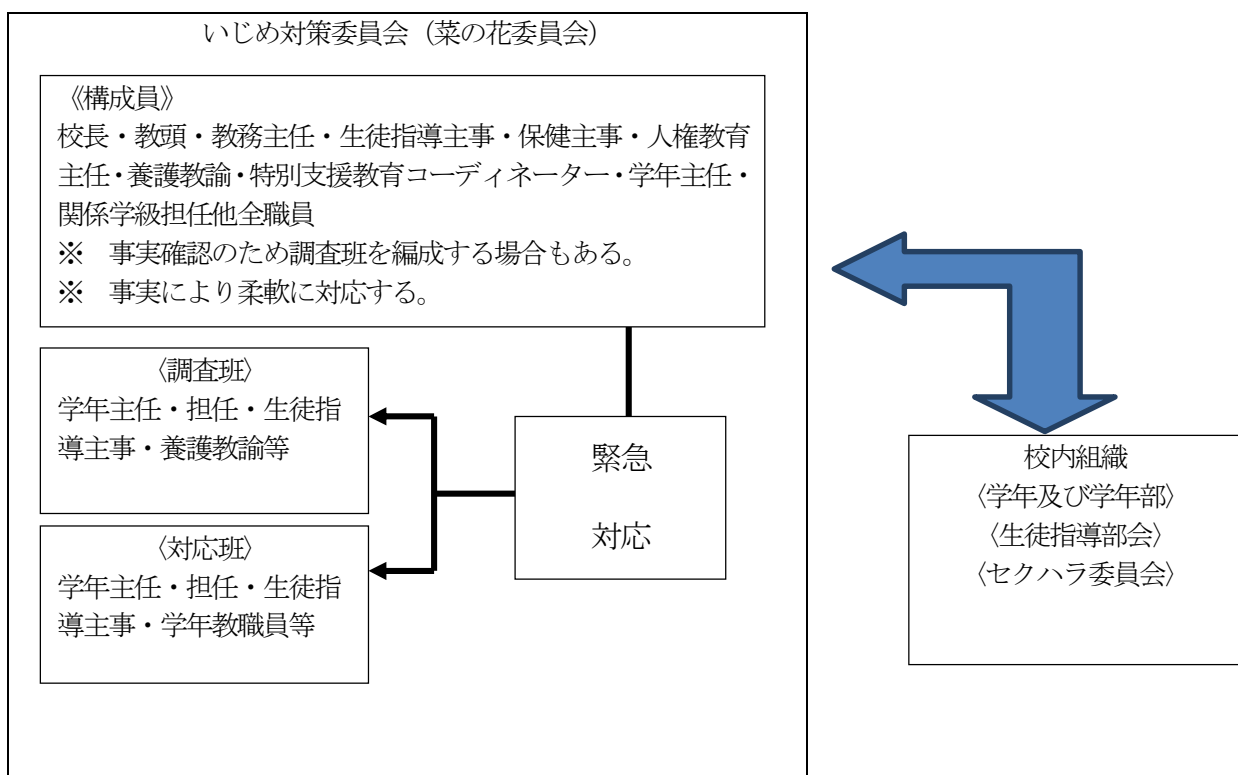
10 本校における組織対応マニュアル

(1) いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。妻北小学校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、学校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「菜の花委員会（いじめ・不登校対策委員会）」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的な点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取組を展

(2) いじめ・不登校対策委員会（菜の花委員会）の設置について

菜の花委員会は、学校長が任命した「教頭・教務主任・生徒指導主事・保健主事・人権教育主任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・学年主任・関係学級担任」を中心メンバーとして全職員で構成する。



※ 定例のいじめ対策委員会は、原則的にいじめアンケート・教育相談アンケート後に月に1回開催する。

※ いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。

※ いじめ対策委員会での内容や事案に応じた対応については共通理解・共同実践させる。